弁護士法人四谷麹町法律事務所

YOTSUYA-KOJIMACHI LAW OFFICE

Q552. 休日の振替について、労働者の同意の要否と振替のメリットを 教えてください。

休日の振替をするためには以下の①~③の要件を満たす必要があり、労働者の同意は不要です。

①就業規則の定めがあること

例えば、「休日は、業務都合上やむをえない事由のある場合は、全部または一部の 者について他の日に振替えることがある」等の規定が必要です。

②振り替えた結果、毎週1日の休日(または4週4日)を与えるという労基法の 規定に反しないこと

③実際に休日労働がなされる前に振替日を特定すること

適法に休日の振替がされると、もともと法定休日だった日の労働に対しては、休日割増賃金(35%以上)を支払う必要がなくなります。

なお、休日の振替と区別すべきものとして、代休の付与(事後的に休日を与えること)があります。代休を付与する場合は休日労働に該当しますので、休日割増賃金(35%以上)を支払わなければなりません。

弁護士法人四谷麹町法律事務所 勤務弁護士作成

経営労働相談のご予約 TEL: 03-3221-7137